

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27 年－ 27 (27. 9. 18)	地域振興	<p><b>名護市辺野古への新基地建設凍結と地方自治の尊重、国民的議論の推進を求める意見書の提出について</b></p> <p>▶<b>陳情趣旨</b></p> <p>沖縄では昨年行われた名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院議員選挙と、一貫して名護市辺野古への新基地建設に反対する民意が示された。こうした状況に対して「粛々と」建設を進めていく日本政府の姿勢には納得しがたいものがある。日本国憲法第 8 章において地方自治は保障されており、政府には住民を代表する首長・自治体議会の意見を最大限に尊重する姿勢が求められる。</p> <p>辺野古新基地建設について、政府には選挙で示されている沖縄県内の民意を尊重し建設工事を凍結したうえで、地元の声を反映する政策決定をすることと、基地移設に関する国民的な議論を平行して行うことを強く望む。</p> <p>前述した憲法第 8 章の中でも第 95 条では「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定められている。辺野古への新基地建設は国政上重要な事項であると同時に、地元住民の生活にも多大な影響を及ぼす。そこで、国会において辺野古への基地建設に関わる特別法制定の議論を行い、住民投票によって沖縄県、そして名護市の民意を問うことで国と沖縄の意見を整合させ、地元の声を国政の決定に活かし、不信感を払拭していくことが必要であると考えます。</p> <p>また、基地の移設に関する国民的関心は未だに低く、沖縄への基地固定を前提とした声があまりに大きいことも問題である。米海兵隊は航空・陸上・後方支援の各部隊を一体運用する海兵空地任務部隊 (MAGTF) という編制をとっている。2012 年、当時の森本防衛大臣はこの MAGTF について、「沖縄とい</p>	反核・平和の火リレー鳥取県実行委員会 実行委員長 田 中 修 一

		<p>う地域でなければならないのかというと、地政学的に言うと、私は沖縄でなければならないという軍事的な目的は必ずしも当てはまらない。「政治的に許容できるところが沖縄にしかないので、だから、簡単に言ってしまうと、『軍事的には沖縄でなくても良いが、政治的に考えると、沖縄がつまり最適の地域である』と、そういう結論になると思います。」即ち、他の地域に押し付けることができないから沖縄に置いておくという状況が続いていると言える。しかし、沖縄に存在する海兵隊は1950年代半ばまでは日本本土に駐留していたものを、日本国民から不可視化させるために沖縄へと移転させたという経緯がある。沖縄の問題として片づけられてきた米軍基地問題はまさに日本全体の問題であり、「まず沖縄ありき」という考えを排除した、移設先に関する国民的議論を行うことが必要である。</p> <p>このような趣旨に基づき、以下の内容で陳情する。この陳情の趣旨を理解いただき、善処するようお願い申し上げます。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>辺野古新基地建設に関して、以下の3点を明記した意見書を日本政府各機関に提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1、名護市辺野古への新基地建設工事を当面の間凍結すること。</li><li>2、新基地建設を継続する際には、辺野古への基地建設に関わる特別法の制定によって対応し、制定の是非を問う住民投票の結果を尊重すること。</li><li>3、米軍基地問題を沖縄に固定化させず、県外・国外への移設を念頭に置いた国民的な議論を国会等ですすめること。</li></ol>	
--	--	---	--